

教 部 第 2 9 2 号
令和 6 年 (2024 年) 3 月 29 日

北海道中学校体育連盟会長
各 種 団 体 の 長 様

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課長 田口 範人

中学校及び義務教育学校後期課程に設置する部活動における外部指導者の生徒引率等について (依頼)

平素より本道教育の充実発展に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和 4 年 12 月) では、都道府県及び市区町村が外部指導者による引率を認めていない場合は、適切な外部指導者による引率が可能となるよう見直すことが示されていることから、このたび、当課として、今後の各市町村における見直しの検討に当たり特に留意いただきたい点を整理し、別添のとおり各市町村教育委員会あて通知しましたので、お知らせします。

については、国のガイドライン及び別添通知の趣旨を御理解いただき、貴団体が開催する大会等において外部指導者による生徒引率を認めていない場合は、一定の要件を満たすときに外部指導者による生徒引率を認める規定を設けるなど、関係規程等の見直しについて、御検討いただきますようお願いいたします。

部活動改革推進係
電話 : 011-206-6067

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課長 田 口 範 人

中学校及び義務教育学校後期課程に設置する部活動における外部指導者の生徒引率等について（通知）

このことについては、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）において、都道府県及び市区町村が外部指導者による引率を認めていない場合は、適切な外部指導者による引率が可能となるよう見直すことが示されているところです。

ついては、貴所管の中学校及び義務教育学校後期課程に設置する部活動が各種大会やコンクール、合同演奏会、練習試合等に参加する際の生徒引率に関して見直しを行うに当たり、特に御留意いただきたい事項を次のとおり整理しましたので、検討の際の参考としてください。

また、学校から外部指導者への依頼例を添付しますので、貴教育委員会において既に定めている外部指導者関係規程や旅行依頼の運用、保険加入に係る費用負担の取扱い等の実態を踏まえ、適宜、記載事項の追加や削除、変更を行うなどして御活用ください。

なお、本通知の内容については、北海道中学校体育連盟等の関係機関に周知済みであり、今後開催の大会等における関係規程の見直しについて、必要な対応を依頼していることを申し添えます。

記

1 学校管理下の行為であることの明確化

外部指導者への生徒引率の依頼に当たっては、当該生徒引率が学校の教育計画に基づいて行われる課外活動に位置付けられた活動であることはもとより、依頼内容等を書面により明示するとともに校長や教頭、顧問教諭、部活動指導員との連絡体制に万全を期すなどして、学校管理下の行為であることを明確化し、引率中に生徒の事故等が発生した際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（生徒の医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）の対象となることに疑義が生じないようにすること。

なお、外部指導者の生徒引率に係る災害共済給付制度の取扱いについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ内の「休日の部活動の地域移行に関するQ&A」に掲載されていること。

2 外部指導者の事故への対応

外部指導者は、地方公務員災害補償制度の対象とはならないことから、外部指導者の事故等への補償に支障が生じることがないように、傷害・賠償責任保険への加入手続を確実に行うこと。

3 法的責任に係る理解の促進

外部指導者による生徒引率中の事故における賠償責任については、一般的には、国家賠償法第1条第1項に基づき、依頼した学校の設置者（市町村）が負うこととなる一方、当該事故が外部指導者の故意又は重過失により発生したと認められるときには、国家賠償法第1条

第2項に基づき、学校の設置者（市町村）から外部指導者に対し賠償に要した費用の求償を行うことがあることについて、外部指導者との共通認識を図ること。

また、外部指導者による生徒引率に当たり、学校側から本来行うべき対応が不足する中で事故が発生した場合、校長等が十分な対応を行わなかったことを理由として、学校の設置者（市町村）及び校長等の給与負担者（北海道）の法的責任を問われることがあることを踏まえ、依頼する外部指導者に対し、依頼事項に係る留意点の事前説明等を適切に実施すること。

4 その他

(1) 学校が関与しない場での活動に係る留意点

外部指導者が、学校に無断で生徒への指導を行う中で事故等が発生した場合にあっても、外形的に学校部活動の一環と認識される態様等であるときには、公権力の行使に当たり学校の設置者（市町村）が賠償責任を負うとする訴訟提起等がなされることもあり得ることから、外部指導者が、学校の関与なく部活動指導の一環と誤解されかねない活動を行うことがないように指導の徹底を図ること。

(2) 意見交換や研修等の実施

ア 外部指導者による部活動指導は、校長の監督下にある顧問教諭や部活動指導員との連携の下、その指導・助言を受けてなされるものであることを踏まえ、日頃から意見交換や研修を実施するなどして連携強化や指導力向上を図ること。

イ 外部指導者への研修については、外部指導者が学校教育について理解し、適切な指導を行うため、学校部活動の位置付けや教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないことなどの指導上留意すべき事項の定着が確実に図られるよう、部活動指導員向け研修資料の一部を活用するなどして実施すること。

【参考】部活動指導員向け研修関係通知等

- 部活動指導員等に係る研修の実施について
（令和6年（2024年）3月28日付け教部第293号北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課長名通知）
- 部活動指導力等向上研修の講義動画の公開について
（令和5年（2023年）9月29日付け北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課課長補佐名事務連絡）

部活動改革推進係
電話：011-206-6067

(学校から外部指導者への依頼：参考例)

あくまで参考例ですので、実態に基づき、学校設置者や教育委員会が定める規程等を踏まえ御作成ください。

また、本依頼例は、大会出場を想定したものです。コンクールや合同演奏会、練習試合などへの参加の場合は、適宜、記載内容を変更するなどして御活用ください。

〇〇第 〇〇号
令和〇年(〇〇年)〇月〇日

(外部指導者氏名) 様

(市町村名) 立〇〇中学校長 〇〇 〇〇

〇〇大会出場に係る本校生徒の引率について(依頼)

日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、本校設置の部活動が標記大会に出場することとなりました。

ついては、大会出場に当たり、次のとおり本校生徒の引率を依頼しますので、御承諾いただける場合は、次により関係書類を提出願います。

記

1 御提出いただく書類

- (1) 承諾書
- (2) 略歴書
- (3) 口座振替申出書

2 提出期日

令和〇年(〇〇年)〇月〇日(〇)

3 依頼する引率業務の内容等

依頼事項(別添)のとおりに

4 留意事項

- (1) 御承諾いただいた際には、本校において、大会主催者への引率者登録事務等の手続きを行いますので、御承知おきください。
- (2) 本依頼に基づく引率に要する旅費は、本校が負担します。
- (3) 本依頼に基づく引率中の負傷に備え、本校において、事前に傷害・賠償責任保険への加入手続きを行いますので、御協力願います。
なお、保険加入に要する費用は、本校が負担します。
- (4) 本依頼による引率は、学校教育活動の一環として取り扱われるものですので、引率中は、大会出場と全く関係がない場所に立ち寄るなど、引率との関連性に疑義が生じかねない行為は慎んでください。
- (5) 本依頼に基づく引率中に発生した事故における損害賠償責任は、基本的には、(市町村名)が負うこととなりますが、引率者の故意・重過失により事故が発生した場合は、(市町村名)から引率者に求償することがあることに御留意ください。

(担当：〇〇)

依頼事項

1 大会等の概要

大会等の名称	〇〇〇〇
会場（住所）	〇〇〇〇（〇〇〇〇）
大会概要（要項等）	別添のとおり

2 本依頼に基づく生徒引率の概要

- (1) 引率対象の部活動名・生徒氏名
〇〇部（生徒氏名は別添名簿のとおり）
- (2) 当日に生徒が集合する場所・時刻
〇〇〇〇（住所：〇〇〇〇） 〇時〇分
- (3) 会場への到着予定時刻
〇時〇分
- (4) 解散予定時刻
〇時〇分

3 御対応いただく業務

- (1) 当日、生徒集合時刻の10分前までに集合場所に待機してください。
- (2) 生徒集合時刻になりましたら、参加生徒の点呼をお願いします。
- (3) 点呼後、次の経路により、会場への到着予定時刻までに、対象生徒を会場に引率してください。

集合場所 →（徒歩）→ 〇〇駅 →（公共交通機関）→ 〇〇駅 →（徒歩）→ 大会会場

- (4) 会場に到着後、次の業務を行ってください。
ア ……
イ ……
ウ ……
- (5) (4)の対応後、往路の例により集合場所まで生徒を引率し、解散してください。

4 学校との連絡体制

- (1) 次の場合は、(2)の学校連絡先に連絡し、対応に関する指示を受けてください。

ア 生徒を引率することができない事情が発生した場合 イ 当日、集合時刻までに集合場所に到着できない状況となった場合 ウ 集合時刻において、集合場所にきていない生徒がいる場合 エ 会場に予定どおり到着できないなど、大会出場に影響し得る事情が発生した場合 オ 引率者又は生徒が負傷した場合 カ 引率する生徒数が変更となる場合 キ 解散時刻が大幅に変更となる見込みとなった場合 ク その他生徒引率に関して不明な点がある場合

- (2) 学校連絡先

第1連絡先 〇〇部顧問（教諭） 〇〇 〇〇（Tel：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇） 第2連絡先（第1連絡先への連絡がつかない場合） 教頭 〇〇 〇〇（Tel：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）

北海道中学校体育大会における外部指導者に係る細則

北海道中学校体育連盟

【基本的な考え方】

現在、部活動は生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力の育成や態度の涵養、健康の保持増進や体力の向上を図るため、生徒の自主的・自発的な活動の機会を保障することを目的とし、学校教育活動の一環として行われている。

北海道中学校体育連盟においては、その趣旨や部活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、北海道中学校体育大会（以下「全道大会」という。）における大会要項等に基づいた外部指導者の権限を認める。ただし、当連盟は、生徒の健全育成を目的に取組を進めていることから、勝利至上主義的な考えに立った外部指導者は導入するべきではないと考える。

学校長においては、基本的な考え方の趣旨や各学校の実情を踏まえ、十分検討した上で、適任と認めた者と契約すること。

【総則】

- 1 本細則における「外部指導者」とは、学校教育活動をよく理解し、当該学校の校長が適切であると認めた成人であり、日頃から指導にあたっている者とする。（4月1日現在で18歳以上であること。ただし、引率の要件はその限りではない）
なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- 2 本細則に基づく外部指導者の生徒引率及び監督業務（以下「引率等」という。）は、当該学校職員による生徒引率が困難であると学校長が判断し、かつ、当該学校を設置する市町村の教育委員会が引率等を認める場合に限り認めるものとする。

【外部指導者の登録について】

- 1 外部指導者の区分について、主に学校内で指導する者（A登録）、主に学校外で指導する者（B登録）に分けて登録する。
なお、B登録者は複数校登録を可とするが、団体種目及び団体戦の複数校のベンチ入りは不可とする。
- 2 外部指導者の申請については、地区の実態を把握するために、年度ごとの登録制とする。期限については、各地区中体連の登録を6月上旬までに終え、6月末までに期日厳守で道中体連事務局に報告する。ただし、冬季種目については11月末までを期限とする。
- 3 上記期限を過ぎての追加登録は認めない。ただし*申請内容の変更手続きについては、所定の用紙をもって「当該学校→地区中体連事務局→道中体連事務局」の流れで変更申請をする。また、主に学校外で指導する者（B登録）の上記期限を過ぎての登録校の追加については、選手の競技中における安全面の確保及びパフォーマンスの保障を考慮し、個人競技に限り認める。

※申請内容の変更 ・登録した外部指導者の交替
・B登録の場合、登録校の追加

【引率等の要件】

引率等を行う外部指導者は、次の事項を全て満たさなければならない。

- 1 当該引率等を行う部活動での指導等業務について、当該市町村教育委員会又は当該学校と書面による契約を締結していること。
- 2 当該引率等を行う部活動において、日常的に生徒への指導等を行っていること。
- 3 当該学校において、引率等を行う者について、上記【外部指導者の登録について】に定める登録を行っていること。
- 4 引率等を行う外部指導者を対象とするスポーツ安全保険に加入していること。
- 5 当該引率等を行うことについて、市町村教育委員会又は学校から書面による依頼を受けていること。なお、1人の外部指導者が複数校の生徒をまとめて引率することは、生徒の安全確保の観点から、不可とする
- 6 当該引率等の依頼を受けた時点において、20歳以上であること。

【留意事項】

1 外部指導者の取扱いについて

- (1) 部活動の運営に係る責任者は、当該学校の校長・教員・部活動指導員が担うものであり、責任者による指示等の関与なく、外部指導者が単独で部活動を実施することはできないこと。
なお、外部指導者による生徒引率においても、部活動の運営責任者と外部指導者との連絡体制を整えるなどして、学校からの依頼等に基づき、責任者の監督下で行うものであることを明確にする必要があること。
- (2) 市町村教育委員会において、外部指導者による生徒引率を認めるに当たっては、生徒及び外部指導者が不利益を被ることがないように、事故発生時の対応や補償、学校と外部指導者の連絡体制等に関し適切な措置を講じる必要があること。
- (3) 外部指導者の年齢要件について、本細則では「18歳以上」としているが、全国中学校体育大会の引率細則では「20歳以上」と定められていることを踏まえ、各学校においては、実情に応じた適任者と契約すること。
- (4) 外部指導者は、大会会場等への移動時においては、生徒の安全に十分留意して誘導を指揮し、試合会場等においては、適切に生徒指導を行うこと。
- (5) 競技中のベンチ内における権限は、各種目の大会要項及び「外部指導者の押さえと権限」の範囲内であること。
- (6) 各大会会場においては、施設における使用上の決まり、各競技のルールやマナーを遵守するなど、生徒を指導する立場として責任ある行動をとること。

2 各中体連（各中学校）として考慮すべき事項

- (1) 外部指導者が、学校に無断で生徒への指導を行うことがないように指導の徹底を図ること。
- (2) 日頃から、活動顧問等と外部指導者が意見交換を行い、連携の強化を図ること。
また、生徒への適切な指導に向け、研修を実施するなどして、学校部活動の位置付けや教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないことなどの指導上留意すべき事項の定着を図ること。

平成 18 年 5 月 18 日改正
平成26年 5 月 8 日一部改正
平成30年11月 2 日一部改正
令和元年 5 月 8 日一部改正
令和 4 年11月 7 日一部改正
令和 5 年 5 月 2 日一部改正
令和 6 年 5 月 2 日一部改正
令和 7 年 4 月 28 日一部改正

個人競技における外部指導者（コーチ）について

平成23年5月9日
第1回理事会承認

提 案 「個人競技において、選手が複数の外部指導者に指導されている場合には、できるだけ全てのコーチを道中体連に登録しておくよう働きかける。」

（理 由） 道中体連に登録されており、全道大会の参加申込書に記載されていた外部指導者（コーチ）が、何らかの理由により大会に参加できなくなった場合の、変更申請に対応するため。

「外部指導者を登録・・・」

- ① 道中体連に登録
→外部指導者を道中体連に報告し登録する（夏季6月末、冬季11月末まで）
- ② 大会実行委員会に登録（参加申込書に記載→プログラムに記載される）
→参加申込書に記入し、大会に出場する選手のコーチとして登録（道中体連に登録されているコーチでなければならない）

☆道中体連に外部指導者を複数登録しておく・・・

- ① 外部指導者（コーチ）の道中体連への登録
月寒中・・・Aさん、Bさん、Cさん、Dさん
- ② 全道大会に出場する時の実行委員会へのコーチ登録（参加申込書に記載）
月寒中・・・Aさん

↓
大会申込後、Aさんが仕事の関係で全道大会に行けないことが判明

↓
学校が大会実行委員会に連絡し、事前に道中体連に登録されているBさんへの変更を依頼

★道中体連に外部指導者を1名しか登録していないと・・・

- ① 外部指導者（コーチ）の道中体連への登録
月寒中・・・Aさん
- ② 全道大会に出場する時の実行委員会へのコーチ登録（参加申込書に記載）
月寒中・・・Aさん

↓
大会申込後、Aさんが仕事の関係で全道大会に行けないことが判明

↓
急遽、大会当日の指導はBさんにお申し、道中体連と大会実行委員会には、AさんからBさんへの外部指導者（コーチ）の変更申請を依頼しなければならない。

具体的な動き

- ①月寒中が変更申請の書類を作成し、札幌市中体連に送付
- ②札幌市中体連は会長印を押し、道中体連へ送付
- ③道中体連は、
・札幌市中体連へ変更許可の書類を送付
・開催地にコーチ登録変更の書類を送付→コーチの変更が認められる

【問題点】

- ・書類が上がってこなければ動くことができない。
- ・変更が直前に何件もあると、開催地が困惑する。
- ・変更の手続きにミスがあった場合、コーチが大会に参加できなくなる。

道中体連様式（例）

本書式は（例）となりますので、各市町村教育委員会及び学校において定められた書式や内容に基づき、外部指導者との契約を書面において締結してください。

外 部 指 導 者 契 約 書

_____中学校の部活動外部指導者として
_____中学校長を甲とし、外部指導者_____を乙として、
当事者間で下記のとおり契約を締結する。

記

1 契約内容

乙は_____中学校_____部、外部指導者として、部活動が学校教育活動の一環として行われていることをよく理解し、モラルとマナーの向上に努め、勝利至上主義に陥ることなく、学校の教育方針に基づき、学校教職員顧問と連携して指導する。

2 契約期間

自 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 指導時間

4 契約の解除

甲は、乙が契約内容に違反した場合、又はそれに準ずる正当な理由があるときは、本契約を解除することができる。

5 その他（※各学校の実情に応じて追加・削除する。）

- （1）契約期間中、乙は傷害保険に加入する。
- （2）この契約に定めない事項については、甲と乙が協議して定める。

なお、この契約書の証として契約書を二通作成し、甲と乙とにおいて各一通保持する。
また、契約は年度毎に更新する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 _____ 中学校長
氏名 _____ 印

乙 住所 _____
氏名 _____ 印

外部指導者の皆様

(案)

北海道中学校体育連盟会長 櫻 井 知克士

外部指導者の皆様へのお願い

外部指導者の皆様には、日頃より本連盟の事業推進に当たり特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、部活動は生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力や態度の涵養、健康の保持増進や体力の向上を図るため、生徒の自主的・自発的な活動の機会を保障することを目的とし、学校教育活動の一環として行われています。

本連盟ではその趣旨や部活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、北海道中学校体育大会（以下、全道大会）における大会要項等に基づいた外部指導者のベンチ入り等を認めております。

また、本連盟では勝利至上主義的な考えに立った外部指導者は導入するべきでないと考えております。そのため、当該学校長が「学校の実情を踏まえ、指導をお願いできる」と認めた方に依頼しております。

しかし、ここ数年の全道大会において、外部指導者のマナーを逸脱した行為が多く報告されております。

外部指導者の皆様には、外部指導者導入の主旨を改めて御理解の上、全道大会への参加をお願いいたします。

なお、大会事務局等からの再三の注意にも関わらず改善が見られない場合、大会実行委員会で協議の上、外部指導者の登録を取り消し、大会会場から退場していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

【外部指導者の立場】

- 1 部活動の運営においては、必ず当該学校の校長・教員・部活動指導員を配置し、外部指導者が単独で運営することはできない。また、その責任者は当該学校の校長・教員・部活動指導員とする。
- 2 大会の引率や校地外での活動における引率は、基本的には当該学校の校長・教員・部活動指導員とするが、当該市町村教育委員会の判断に基づき、当該学校長がやむを得ないと判断した場合には、外部指導者のみの引率を認めることがある。その際、大会会場への移動時においては、生徒の安全に十分留意して誘導を指揮するとともに、試合会場等においては、適切に生徒指導を行うこと。
- 3 当該学校長が引率及び監督を依頼した外部指導者を除き、中体連会議、監督会議には出席はできない。また、競技中のベンチ内における行為については、各種目の大会要項及び「外部指導者の押さえと権限」の範囲内とする。
- 4 各大会会場においては、施設における使用上の決まり、各競技のルールやマナーを遵守するなど、生徒を指導する立場~~78~~として責任ある行動をとること。

外部指導者の皆様

(案)

北海道中学校体育連盟会長 櫻井 知克士

外部指導者の皆様へのお願い

外部指導者の皆様には、日頃より本連盟の事業推進に当たり特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、部活動は生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力や態度の涵養、健康の保持増進や体力の向上を図るため、生徒の自主的・自発的な活動の機会を保障することを目的とし、学校教育活動の一環として行われています。

本連盟ではその趣旨や部活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、北海道中学校体育大会（以下、全道大会）における大会要項等に基づいた外部指導者のベンチ入り等を認めています。

また、本連盟では勝利至上主義的な考えに立った外部指導者は導入するべきでないと考えております。そのため、当該学校長が「学校の実情を踏まえ、指導をお願いできる」と認めた方に依頼しております。

しかし、ここ数年の全道大会において、外部指導者のマナーを逸脱した行為が多く報告されております。

外部指導者の皆様には、外部指導者導入の主旨を改めて御理解の上、全道大会への参加をお願いいたします。

なお、大会事務局等からの再三の注意にも関わらず改善が見られない場合、大会実行委員会で協議の上、外部指導者の登録を取り消し、大会会場から退場していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

【外部指導者の立場】

- 1 部活動の運営においては、必ず当該学校の校長・教員・部活動指導員を配置し、外部指導者が単独で運営することはできない。また、その責任者は当該学校の校長・教員・部活動指導員とする。
- 2 大会の引率や校地外での活動における引率は、基本的には当該学校の校長・教員・部活動指導員とするが、当該市町村教育委員会の判断に基づき、当該学校長がやむを得ないと判断した場合には、外部指導者のみの引率を認めることがある。その際、大会会場への移動時においては、生徒の安全に十分留意して誘導を指揮するとともに、試合会場等においては、適切に生徒指導を行うこと。
- 3 当該学校長が引率及び監督を依頼した外部指導者を除き、中体連会議、監督会議には出席はできない。また、競技中のベンチ内における行為については、各種目の大会要項及び「外部指導者の押さえと権限」の範囲内とする。
- 4 各大会会場においては、施設における使用上の決まり、各競技のルールやマナーを遵守するなど、生徒を指導する立場~~79~~として責任ある行動をとること。

令和6年度 北海道中学校体育大会における外部指導者の押さえと権限

北海道中学校体育連盟事務局

陸上競技	<p>※R6変更あり</p> <p>外部コーチには競技その他にかかわる<u>一切の権限</u>を認めていない。</p> <p>ただし、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、外部指導者の引率及び監督業務が認められている場合は、その限りではない。</p>
水泳	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会時に発行される証明書（AD）を所持し、確認できる者とする。 公開練習中のみアリーナで指導を行うことができる。 競技中はアリーナ外での指導とする。<u>プールサイドでの指導はできない</u>。 <p>・当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、引率・監督が認められている外部指導者以外は監督会議への出席はできない。また、大会運営並びに競技に関わる抗議も一切できない。</p>
バスケットボール	<p>※R6変更あり</p> <p>(1) ベンチ入りについて</p> <p>①外部指導者は、コーチ・アシスタントコーチのいずれかで登録する。</p> <p>また、外部指導者がチームで指揮を執る場合は、コーチとして登録すること。引率及び監督業務の遂行が認められていない場合は、出場校の校長・教員・部活動指導員が必ずベンチに入ることとする。ただし、当該市町村教育委員会の判断に基づき、学校長がやむを得ないと判断した場合には、外部指導者のみの引率及び監督業務の遂行を認める。</p> <p>②外部指導者は、出場校の校長が認めた者とし、北海道中学校体育連盟に登録された者とする。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。</p> <p>(2) 外部指導者の権限について</p> <p>①外部指導者がスコアシートへサインした場合は、その試合を采配できる。</p> <p>②代表者会議には、外部指導者は参加することができない。ただし、引率及び監督業務の遂行が認められた外部指導者については参加することができる。</p>
サッカー	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチには、監督、引率者、コーチの3名が入ることができる。したがって、外部指導者（コーチ）は登録された者のうち1名のみがベンチに入ることができる。 監督会議には出席できない。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、外部指導者の引率・監督が認められている場合については、この限りではない。 その他は、監督会議上で確認する。
ハンドボール	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部指導者は「チーム責任者」になることができない。そのため、監督者会議への出席やスコアシートへのサインは認められない。 試合中は、選手への指示をすることや、ケガをした選手への応急処置は認められる。 参加生徒の引率者及び監督は、当該学校の校長・教員・部活動指導員及び地域クラブ活動の指導者とする。ただし、当該市町村教育委員会の判断に基づき、学校長がやむを得ないと判断した場合には、外部指導者のみの引率を認める。 外部指導者は校長が認めた者で北海道中学校体育連盟に登録された者とする。 当該自治体においてやむを得ず外部指導者のみで引率をした場合は、チーム責任者となることができる。
軟式野球	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部指導者は事前に登録された1名のみベンチ入りができる。 背番号（29番または28番）のついたチームのユニフォームを着用し、サインを出すなど、ベンチ内で選手への指示を出すことができる。しかし、次のことを確認事項とするが、当該市町村教育委員会の判断に基づき、学校長がやむを得ないと判断した場合（外部指導者の引率及び監督業務の遂行が認められている）については、この限りではない。 ①監督会議に出席できない。 ②審判への疑義の申し出をしてはいけない。 ③試合中にベンチからグラウンドに出て指導等を行ってはいけない。 ④監督に許されていない事を行ってはいけない。

<p>新体操 体操競技</p>	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部指導者は、生徒の安全確保の面から、各種目における補助活動を行う。 ・監督会議への出席は認めない。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、引率者や監督となっている外部指導者は、その限りではない。 <p>※服装面においては、コーチとしてふさわしいものとし、ハーフパンツ（綿）、サンダル等は認めない。</p>
<p>バレーボール</p>	<p>※R6変更あり</p> <p><ベンチ入りについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要項、ルールにある通りベンチに入ることができる。又、試合直前の公式練習での実技指導も可能である。 <p><コーチ権限について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督に事故があった時など不在の時には、ゲームキャプテンの申し出により、その代行を行うことができる。 ・監督会議への出席やゲーム中の異議申し立てはできない。 ・他はルール通りの規定で実施する。 <p>※ただし、当該市町村教育委員会の判断に基づき、学校長がやむを得ないと判断した場合に、「北海道中学校体育大会における外部指導者（コーチ）に関わる細則」により、校長が適切であると判断した外部指導者に引率・監督を認める。</p>
<p>ソフトテニス</p>	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチには監督か外部指導者（コーチ）のいずれか1名が入ることができる。 ・外部指導者（コーチ）はチェンジサイズ（コートが入れかわるとき）とファイナルゲームに入る前の1分間のインターバル（休憩及びコーチを受ける時間）における選手へのコーチングを行うことができる。 ・監督会議へは、監督、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により引率を認められた外部指導者（コーチ）のみが出席する。 ・団体戦において、アンパイヤー（審判）に対する質問ができる（個人戦は一切不可）。
<p>卓球</p>	<p>※R6変更あり</p> <p><ベンチ入りについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体戦、個人戦ともに可とする。但し、団体戦については単独では入れない。監督（教員）と一緒にベンチに入る。 ※名称をアドバイザーという。 <p><アドバイザーの権限について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチアドバイスは可、ただし抗議権はない(団体戦については監督、個人戦については選手本人のみ可)。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長の判断に基づき、監督業務の遂行が認められている外部指導者については、その限りではない。
<p>バドミントン</p>	<p>※R6変更あり</p> <p>外部指導者（コーチ）とは、中体連事務局に登録されている者とする。</p> <p>外部指導者（コーチ）による大会受け付け、監督会議への出席、団体戦における主審への質問は認めない。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により引率及び監督業務が認められている場合はその限りではない。</p> <p>外部指導者（コーチ）は、団体戦、個人戦ともに登録された学校のコーチ席に座ることができる。登録できる人数については、大会要項によるものとする。</p> <p>コーチ席における権限や規則等については、現行の（公財）日本バドミントン協会競技規則及び大会運営規程並びに公認審判員規程、本大会の大会要項ならびに参加細則、競技審判上の注意等によるものとする。</p>
<p>ソフトボール</p>	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部指導者は、事前に登録された1名のみベンチ入りができる。 ・監督の任にあたる者には、特に制限は設けない。ユニフォームナンバー（背番・胸番号）は30をつけること。 ・コーチは、試合前のノック、試合中の作戦や技術の指導ができる（声を出してもサインを出してもよい）。ただし、選手交代の通告・抗議・作戦タイムの申し出などを行うことはできないまた、試合中にベンチを出ることはできない。 ・また、監督の代理で監督・主将会議に出席できない（監督の任にあたる者については除く）。 ・コーチの服装はユニフォームを着用し、ユニフォームナンバー（背番・胸番号）31または32をつける。
<p>柔道</p>	<p>※R6変更あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部指導者（コーチ）の資格を正しく確認し、トラブルを防止するため、外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）を参加申込書と一緒に実行委員会へ提出する。 2. 大会期間中の外部指導者（コーチ）は会場への入場及びコーチ席への着席を認めるが監督の代理はできない。監督会議には出席できない。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、外部指導者の引率及び監督業務の遂行が認められているコーチは、その限りではない。コーチは審判員に準じた服装をすること。 3. チームを監督・引率するものは、他のチームの監督やコーチを兼任することはできない。

剣道	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、試合中における監督からの指示やサインは規則上禁止されており、応援も選手、監督含め拍手のみとなっている。従って、コーチ(外部指導者)のアドバイスや指示は不必要なので、コーチ(外部指導者)のベンチ入りは認めていない。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長が引率及び監督を依頼した外部指導者(コーチ)についてはその限りではない。 ・正式な登録を受けている外部指導者(コーチ)は大会期間中、事務局が用意するコーチとわかるリボン(目印)をつけ、試合会場(試合時の選手・監督席を除く)及び練習会場に入場でき、試合の前後及び練習時に選手に対してアドバイスをすることができる。 ・当該市町村教育委員会及び学校長から引率及び監督を依頼されている外部指導者(コーチ)については、監督会議に出席しなければならない。また、大会会場においては監督のリボン(目印)をつけ、監督席につくことができる。 ・中体連の趣旨を理解し、ルールやマナーを遵守するなど、生徒を指導する立場として責任ある行動をとること。
相撲	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、外部指導者等が引率者として認められている場合は、監督として監督会議に出席を求める。外部指導者として登録している場合は、監督会議への出席を認めない。 ・外部指導者は、監督の代わりに選手と一緒に土俵溜に入ることができる。ただし、選手変更等の手続きを監督の代行に行うことは認めない。 ・外部指導者等が引率者の場合でも、外部指導者として他校の外部コーチとして登録することを認める。ただし、引率者として監督登録されている場合は、他校(地域クラブ活動を含む)の生徒と一緒に土俵溜に入るとは認めない。
スキー	<p>※R6変更あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈アルペン〉 ・指定された時間内で出場選手・監督と同様にインスペクション(下見)を行える。 〈クロスカントリー〉 ・監督と同様にスタートエリア内に入ることができる。 〈ジャンプ〉 ・コーチボックスに入って出場選手に指示できる。 〈全種目共通〉 ・監督会議及びレースに対する異議申し立てができるのは監督のみとする。ただし、当該市町村教育委員会及び学校長から外部指導者の引率が認められている場合は、この限りではない。
スケート	<p>※R6変更あり</p> <p><スピードスケート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議には監督教員もしくは登録外部指導者(コーチ)が出席できる。ただし、登録外部指導者は質問や発言はできない。 ・競技中はルールに従ってコーチングを行うことができる。 ・外部指導者が当該市町村教育委員会及び学校長から依頼を受け、引率・監督をしている場合については、この限りではない。 <p><フィギュアスケート></p> <p>選手会には監督・選手が参加。監督会議は行わない。ベンチ内に入って指導してよい。</p>
アイスホッケー	<p>※R6変更あり</p> <p>コーチ(外部コーチを含む)は大会規則で制限されている人数の範囲内で、監督及び選手同様にベンチ入りできる。権限については試合中、監督やマネージャーと同様に、選手に対して指示などができる。</p>